

農政産業観光委員会会議録

日時 令和3年3月2日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時28分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 桐原 正仁
委員 望月 勝 早川 浩 永井 学 市川 正末
土橋 亨 小越 智子

欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 中澤 和樹 産業労働部理事 山本 盛次 産業労働部次長 上野 睦
産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) 一瀬 富房
労働委員会事務局長 小野 眞奈美 成長産業推進課長 有泉 清貴
産業振興課長 小林 徹 労政雇用課長 渡辺 一秀
産業人材育成課長 小林 靖 労働委員会事務局次長 小俣 謙

観光文化部長 中澤 宏樹 観光文化部文化振興監 小澤 祐樹
観光文化部次長 内藤 卓也 観光文化政策課長 村松 久 観光振興課長 小泉 嘉透
観光資源課長 三井 博志 世界遺産富士山課長 信田 恭央
文化振興・文化財課長 河野 公紀

農政部長 坂内 啓二 農政総務課長 三井 一 担い手・農地対策課長 勝俣 匡章
販売・輸出支援課長 樋田 洋樹 農業技術課長 斉藤 修
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚
食糧花き水産課長 近藤 隆 農村振興課長 小林 敏樹 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 井出 仁 企業局長 三井 薫 企業局技監 平井 一仁
企業局総務課長 瀧本 勝彦 企業局電気課長 高野 武

議題(付託案件)

第39号 山梨県計量法関係手数料等に関する条例中改正の件

第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係の

もの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第49号 令和2年度山梨県営電気事業会計補正予算

第50号 令和2年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

第54号 権利放棄の件

承第2号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光文化部関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時53分まで農政部関係、午前11時10分から午前11時52分まで企業局関係、午後1時14分から午後2時28分まで産業労働部・労働委員会関係、午後2時39分から午後3時28分まで観光文化部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業費について)

市川委員 (農) 17ページ、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業はどんな事業か。

茂手木耕地課長 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業費の制度としましては、地区内でいわゆる耕作放棄地が既に発生している地域、今後、発生が見込まれる地域において、主に基盤が未整備であることが原因となっており、それらの基盤を総合的に整備して耕作放棄地を解消すること、または発生を防止するため、主に土壌整備を行って担い手の農地集積などを進めてまいるのでございます。

市川委員 耕作放棄地があれば、市町村が申請を出して、県がその土地を改修してくれるということですか。

茂手木耕地課長 そのとおりでございます。国の補助事業も活用して行っておりますので、採択要件がありまして、小規模なものはちょっと厳しいですけど、まとまった受益面積が確保できて国の採択要件に合致すれば、市町村から申請をいただいたときに、市町村あるいは地域と相談いたしまして事業の実施が可能になります。

桐原副委員長 (農)の17ページから19ページにかけての、土地改良費及び農地防災事業費の農政部所管の公共事業にかかわる補正予算については、国の経済対策を活用するということが、計上するに当たっての具体的な考え方について伺います。

茂手木耕地課長 今回の経済対策に伴う補正予算につきましては、まず農業の競争力の強化という視点がございます。また、防災・国土、強靱化の推進、これらの視点を重点項目にして国において編成されました。当県におきましては、土地改良費に本県農業の成長産業化に向けたほ場や水路、農道等の農業基盤の整備を推進するための予算を組み立てました。

また、農地防災事業費につきましては、農村地域における事前防災あるいは減災対策を進めるため、土地改良施設の耐震化、長寿命化、あるいは農村地域の土砂崩壊防止などの対策を図るために必要な予算を計上したところでございます。

桐原副委員長 その中で、畑地帯総合整備事業の予算が13億9,000万円余りと最も多く計上されていますが、その具体的な内容についてお伺いいたします。

茂手木耕地課長 畑地帯総合整備事業につきましては、本県の土地改良事業の基軸となる事業でございます。今回の補正予算につきましては、甲州市勝沼町の山地区など16地区に予算を計上しました。この詳細につきましては、先ほど御説明しました課別説明書の予定箇所表にも記載させていただいております。そちらの地区につきまして、本県農業の基幹となる果樹産地において農産物の高品質化であるとか、農作業の効率化などを図るために、ほ場や農道、用排水路などの整備を着実に進め、果樹産地の競争力強化につなげてまいりたいと考えております。

桐原副委員長 地元地域で懸案だった場所を今回やってもらえるということで、本当にありがたく思っています。国の経済対策、「防災・国土、強靱化のための5か年加速化対策」に基づく予算が計上されていることはわかりますが、この防災対策を着実に進めていくためにはこの制度を活用することが有効であると思います。今回、この制度をどのように活用しているのか最後に伺います。

茂手木耕地課長 委員御指摘のように、「防災・国土、強靱化のための5か年加速化対策」につきましては、有利な地方財政措置が講じられることから、制度の対象となる今回の計上につきまして、農地防災費を計上させていただいておりますけれども、こちらに全て活用しております。これを活用することによって地方財政の負担の軽減を図りながら、農村地域の防災・減災対策を集中的あるいは計画的に着実に進めてまいりたいと考えております。

(就農促進総合支援事業費について)

小越委員 まず、(農)の4ページの就農促進総合支援事業費マイナス737万円のうち農業用機械・施設整備事業費補助金のところがマイナス480万円ですけど、国補事業の不採択に伴う補正とありますが、不採択になった事業と、なぜそうなったのか、国の見解が

あったら教えてください。

勝俣担い手・農地対策課長 この農業用機械・施設整備事業費補助金につきましては、融資が主体の事業でありまして、融資の残に対して補助金を交付するものでありますが、当初予算を計上する段階では2件の要望がありまして、国への応募をしたわけですが、この応募段階で例えば年齢とか、後は経営規模の拡大に関する要件でポイントがなかなか取れなかったということがありまして、この事業の活用が見送られて残になったということです。それでこの2件につきましては、今回ほかの事業を活用して機械等の整備を行っています。

小越委員 じゃあ、その申請された方、市町村かもしれませんが、不利益はなかったということよろしいですか。

勝俣担い手・農地対策課長 はい、そのとおりであります。

(農産物海外販路拡大支援事業費について)

小越委員 それから(農)の7ページ、果樹生産指導費、農産物海外販路拡大支援事業費マイナス555万円のうち1番と2番についてお伺いします。2番の戦略的海外プロモーション事業費マイナス47万円ですけど、この戦略的海外プロモーション事業費の当初予算は1,350万円で計上されております。県産農産物のさらなる輸出拡大を図るため、アジア地域においてプロモーション活動を行うと課別説明書に書いております。戦略的海外プロモーションの委託は株式会社アトムさんが受託しているのですが、その委託費が1,659万円。予算上は1,350万円で、委託が1,659万円で結ばれて今回マイナス47万円というのはちょっと計算が合わないのですが、どういうことでしょうか。

樋田販売・輸出支援課長 戦略的海外プロモーション事業費は当初1,350万円で計上しておりましたが、コロナ禍で海外でのPRイベントができないということで、その試食代等47万円を減額しております。戦略的海外プロモーション事業費のうち委託料が1,041万6,780円ございます。それと、中国向けの輸出準備事業費の別途1,028万6,000円のうち、香港でPRする予定だった部分の委託料616万3,520円、この2つを合算して委託料の計が1,658万300円で、この金額で株式会社アトムと契約をしたということでございます。

小越委員 それは今年度当初予算に載っていましたが、確か6月9日に募集しております。6月議会からこの間も含めて説明がないし、補正のやり直しがされていないのですけれど、説明はなぜしてこなかったのでしょうか。

樋田販売・輸出支援課長 中国向けの輸出準備費用のうち、香港の現地の小売店等のイベントは新型コロナウイルスの関係で実施できなかったということで、公募的な代替策を検討しております。当初予算でお認めいただいた範囲の中で予算を流用させていただきました。

小越委員 中国向け輸出準備事業費の当初予算のところであると、県産ブドウの輸出拡大を図るため、中国との輸出関係を結ぶ取り組みを行うための香港でのプロモーション活動の実施、国際展示会の出店等と書いてあります。この中国向け輸出準備事業と戦略的海外プロモーション事業を合算してやったということになりますと、中国向け輸出準備事業費1,028万円のうちアトムさんと契約したのが616万円。戦略的海外プロモーション1,350万円のうちアトムさんと契約したのが1,041万円、足し算すると約1,659万円になるということですが、香港でのPR経費616万円を引き算して、今回166万円残っています。残りの412、3万円あると思うのですが、これは何をされたのですか。

樋田販売・輸出支援課長 中国向けにつきましては、今回166万7,000円の減額をお願いしていますが、全体の当初予算は1,028万6,000円ございまして、そのうち香港の展示出店の分が385万6,000円ございます。この展示会の出店がコロナの関係でできなくなりましたので、その部分は不用額ということになったわけですが、その不用額を活用してマレーシアの海外拠点の撤去費等に要する経費が218万9,000円ございますので、その部分を使わせていただいた残りの今回166万7,000円を減額させていただくものでございます。

小越委員 中国向け輸出準備事業費、目的は県産ブドウの輸出拡大を図るため、それがなぜマレーシアの店舗の撤去に使われたのですか。それは目的外使用というか、違うのではないのですか。そうしますと、このマイナスはそもそもマイナス166万7,000円ではなく、マイナスの金額がもっと多いのではないのでしょうか。なぜ、目的と全然違うものに使われているのか、マレーシアの店舗撤去に使うのはおかしくありませんか。

樋田販売・輸出支援課長 マレーシアの海外撤去は本来であれば令和元年度中に実施する予定でございましたが、クアラルンプールの拠点がコロナの関係でロックダウンになってしまい、ロックダウンが解けたのが6月で、この香港向けイベントの不用額を流用して対応させていただきました。

小越委員 なぜ、このお金からそこに流用するのか。目的が違うじゃありませんか。マレーシアの店舗を撤去するのは仕方ないかもしれませんが、なぜこのお金から利用するのか。県議会には何の説明もありませんでしたよ。今聞かなかつたらわからないわけだし、本来このマレーシアの撤去は違うところの費目から流用するのではないのですか。なぜ流用することができるのですか。これは、誰が決めたのですか。

樋田販売・輸出支援課長 マレーシアの撤去費につきましては、予算書の中の同じ目の中の流用ということで、財務規則上執行部で流用でき、より効果的な予算の使い方として流用した次第でございます。

小越委員 それは不適切だと思います。少なくとも県議会に何の説明もなく、今の最初の説明でもそんなこと一言もなく、聞いたらマレーシアの撤去にこの中国向けの輸出準備金が使われたということはあまりに不適切だと思います。そして、戦略的海外プロモーション事業費の47万円ですけども、先ほど、1,350万円のうち1,041万円を中国向け輸出準備事業費と合算してアトムさんに委託してやったとのことですけど、残りの309万円は何に使ったのでしょうか。

樋田販売・輸出支援課長 今回、現地でのイベントができないということで47万円の減額をお願いしております。それ以外に職員の渡航費を260万円取っております。ただ3月に入り、まだコロナウイルスにより外国に行って打ち合わせができるような状況ではございませんので、今の時点では不執行になる可能性が高いです。

小越委員 そもそも1,350万円をなぜ1,041万円と309万円に分けたのですか。最初から1,350万円をアトムさんに全部お願いするとならなかったのですか。

樋田販売・輸出支援課長 本来であれば別々の予算ということで、戦略的海外プロモーション事業費の1,350万円は東南アジアと、1,026万8,000円は中国向けということですけども、コロナウイルス等の関係もありまして、どちらの事業も海外へ行ってPRすることができず、SNSを活用したプロモーションとコロナ禍で海外の物流もだいぶ変わっているということで、しっかり市場調査を行い、その上でプロモーションをするというのが一番効果的で効率的だと判断しまして、その2つの事業に対してアトムさんをお願いをした次第でございます。

小越委員 やはり、先ほど言ったマレーシアの撤去費にこれを使うのは不適切だと思います。なぜこの戦略的海外プロモーションを中国向け輸出準備費と一緒に合体しなきゃならないのか。議会に説明もありませんでした。もう少し言うと、同じような地域プロモーション戦略というのが観光部にありますよね、1,980万円。同じアトムさんが同じ時期に委託を受けております。SNSを使ってブランド化の調査をする。きのう確か知事が長々答弁していたのはこのことだと思うんですけど、戦略的海外プロモーションのアトムさんへの委託は2月28日までとなっております。報告書を出すことになってはいますが、報告書はいつ出てきますか。きのう知事がしゃべっていたから多分あるはずなので出してほしいと思います。

樋田販売・輸出支援課長 株式会社アトムとの今回の委託の契約期間は2月28日までになっていて、そこまでが期間になっておりますので、契約締結後速やかに出すということで、できるだけ速やかに出してもらうようお願いをしております。

小越委員 きのう知事しゃべったのがこれですよね。きのう杉原さんの質問に知事が長々答弁していたのはこの話だと思いますが、ということはもう物があるわけですよね。この契約書によれば、委託業務が終了したときに速やかに仕様書に基づく報告書を甲に提出し、

甲の命じた職員の検査を受けなければならない。職員の検査を受けたから知事がしゃべったのだと思います。28日までだから、速やかにということは、それは大至急していただきたいし、どんな検査をしたのか、ぜひ、していただきたいと思います。この不適切な支払い、つまり中国向けは166万円ではなく、マイナスの246万円ではないのですか。東南アジアの戦略的などころも本来は1,041万円ですべきところを、47万円じゃなくて309万円がマイナスになるのではないかと思います。私はここ不適切だと思います。

渡辺委員長 確認ですが、2月28日で委託契約期間が満了していますけれども、完成検査は受けていないのですか。

樋田販売・輸出支援課長 委託期間が2月28日までになっておりまして、速やかに報告書を提出していただいて、その報告書をいただいてから検査をするという段取りになっております。

渡辺委員長 委託契約期間後に検査をするということですか。

樋田販売・輸出支援課長 はい。そういうことです。

渡辺委員長 現状はまだ報告書がないということですか。

樋田販売・輸出支援課長 そうです。現状のものは現時点の中間の報告をいただいたものがございすが、いずれ、海外戦略プロモーションの来年度に向けた方針を今つくっておりますので、マーケティングした調査結果など有識者から得た知見等も含めて、また説明を公表する予定でございしますので、そういった流れになります。

渡辺委員長 小越委員、それに加えて何を請求しますか。

小越委員 きょう知事がしゃべったのが中間報告であれば、次の新年度予算にもこれを反映して続きでやっていくと思うので、中間報告でもあれば出していただかないと。新年度予算でこの戦略的海外プロモーションは、海外販売の大きなターゲットになっているので、知事がきょうしゃべったということはもうあるということだと思うので、ぜひ出していただきたいと思います。

渡辺委員長 中間報告の資料請求でよろしいですか。

小越委員 はい。お願いします。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま小越委員から要求のありました資料につきまして委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

令和3年2月定例会農政産業観光委員会会議録(補正)
(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま小越委員から要求のありました資料につきまして資料作成の上御提出をお願いいたします。

討論

(農産物海外販路拡大支援事業について)

小越委員 先ほど請求いたしましたこの農産物海外販路拡大支援事業費に不適切な支出があり、このマイナス補正のところの数字が違うと思いますので、ここについては反対です。

採決 採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 企業局関係

※第49号 令和2年度山梨県営電気事業会計補正予算

質疑

(ウイズコロナ時代に対応した指定管理施設の運営に伴う地域振興事業会計の減額補正と電気事業会計による補填について)

小越委員 ウイズコロナ時代に対応した指定管理について、令和2年5月24日まで全施設の営業を休止したということで、その分を9月補正で納入金を減額した。今回は5月24日までの営業停止以外のそれ以降の大幅利用者減少に伴っての対応という理解でよろしいでしょうか。

瀧本企業局総務課長 今回は5月25日以降の影響についてということでございます。

小越委員 この1億の料金収入が減ったということの算出根拠、一人当たりいくらで、何人ぐらいっていう根拠があるのでしょうか。

瀧本企業局総務課長 この1億343万7,000円の減少した利用料金収入等につきましては、平成29、30、令和元年の過去3年間の平均収入額と令和2年度実績で見込みを行いまして、その差額でございます。

小越委員 見込みっていうのはどのくらいと見込んだのですか。

瀧本企業局総務課長 過去3年間の平均の収入実績が約5億2,000万円、令和2年度の見込みが4億1,700万円ということで、その差の1億300万円を今回減少した利用料金収入ということにしております。

小越委員 それはわかりますが、なぜ令和2年を4億としたのかということで、人数がどのくらい減るとか、何か積算根拠があると思うのですが、そこが聞きたいです。

瀧本企業局総務課長 令和2年度の見込みにつきましては、10月の31日までは丘の公園のゴルフ、レジャー、レストランをやっております、その実績値を使っております、11月以降につきましては直近の9月、10月のそれぞれの事業の利用料金収入の9月、10月の増減、伸び率あるいは減少率を算定しまして計算をしております。

小越委員 ウイズコロナに対応したっていうけれど、多分、利用者が大幅に減少するということで、県がその分を県の施設だから、実質的に補填したっていうことだと思います。ほかの指定管理施設のところで、観光部とか見ますと、今後、ウイズコロナに対応した変更協定を契約するっていうところもありますが、それがほかのところという債務負担行

為で出てくるのですが、この丘の公園はそういうことはないのですか。ほかの課のところで行くと、県民文化ホールとか債務負担行為でウイズコロナに対応して変更契約の締結とかありますけれど、この丘の公園はちょっとそこがないのですが、どうなるのでしょうか。

瀧本企業局総務課長 この丘の公園につきましてもほかの施設と同じように基本協定書の変更をして企業局納入金を入れてもらうのですが、県からほかの施設に委託料とかを払うという場合は債務負担行為を取ると思うのですが、私ども丘の公園につきましては、逆に企業局に納入金を入れてもらうということで、債務負担行為の設定は出てないという状況でございます。

小越委員 ということは、新年度もこのような状況が続けば、納入金がまた同じように減るということを計上せざるを得なくなってくるという理解でよろしいでしょうか。

瀧本企業局総務課長 令和3年度、来年度につきましては、現時点ではまだコロナの状況等不透明な部分もありまして、今後のコロナ等の状況によりまして、また対応は検討していく必要があると思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

※第50号 令和2年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

※第54号 権利放棄の件

質疑

(県営石和温泉給湯使用料に係る債権放棄の件について)

永井委員 もっと早く債権の整理を行うべきではなかったのかなと御説明を聞いて思いますが、いかがでしょうか。

瀧本企業局総務課長 企業局としましては、訪問や電話等による催告だけではなく、分割納付などの納入方法の提案やさらに未納が続く場合は給湯停止となることやその後、契約解除となることも伝えながら粘り強く回収に努めておりました。あわせて不動産の登記簿謄本の確認など財産に関する情報収集に努めながら回収の可能性を探っておりましたが、会社やホテルは営業しておらず、また会社の所在地や給湯場所の土地について、既に金融機関等の担保となっていたことなどから回収が難しい状態でした。その後、平成30年度と令和元年度に債権回収を委託した弁護士法人からもこれ以上の回収は不能というような報告をいただいていることや法人の実態がなく代表者が死亡していることなどを踏まえまして、これ以上の債権回収は行えないと判断をいたしまして、このたび権利放棄を行うということでございます。

永井委員 債権の放棄の理由等々、指をくわえて待っていただけだけではなくいろいろなことをやられているということが今の御答弁でよくわかりましたけれども、今回の債権放棄を行う債権以外にも、長期の未収となっている債権があるのでしょうか。あるのであれば、その債権の状況と今後の見通しについても伺います。

瀧本企業局総務課長 今回、権利放棄を行う債権以外に、令和3年1月末現在で令和元年度から未納となっている債権が12名、約600万円ございます。このうち4名、約150万円につきましては、民事再生法に基づく再生の手続きが進んでいるものなど回収が困難な債権でございます。これらの債権については、必要に応じて弁護士などと相談しながら不能欠損処分などの会計処理を行っていかざるを得ないと考えております。残りの8名については、本年の1月末までに約84万円の回収を行って、1月末現在の債権額が約450万円となっております。これらの債権については、今後も分割納付による納入や法定相続人宛ての催告なども通じまして、早期に完済されるように回収に努めてまいります。

永井委員 今後も回収に向けた努力を続けるということですが、一方で、これ以上滞納者をふやさないということも大変重要であると考えておりますけれども、最後に滞納を未然に防ぐため、どのように今後取り組んでいかれるのか、お伺いして質問を終わります。

三井企業局長 未納を未然に防ぐためには、やはり納期内に忘れずに、遅れずに納めていただくということが非常に大事なことだと思っております。現在、給湯使用料を納めていただく方法といたしまして、納付書による納付書払いをされている方、それから口座振替を利用している方がいらっしゃいます。口座振替の方につきましては、今現在、約7割の方が口座振替を利用されておりますので、残りの3割の方にも口座振替を利用していただけよう働きかけをなお一層進めてまいりたいと思っております。いずれにしましても、未納の方につきましては、電話や訪問により早期に納付を促すということが非常に大事だということと、それからもし納入が困難な方につきましては、分割納付の提案など、その方の状況に応じたきめ細かな対応をする中で、今後も滞納を発生させないような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

市川委員 今、永井委員がおっしゃった滞納の関係ですけど、ガスなんかは3カ月使用料を払わないととめてしまいます。そういうことはできるのか、ちょっと教えてください。

瀧本企業局総務課長 ガスなどの場合はとめてしまうという御指摘でございます。温泉給湯事業におきましても、検針をして納入通知書を発送して、納期限があつて、その後、督促を行いまして、納入通知書の期限から3カ月過ぎた時点で給湯停止の通知を送るようなことをしております、それによって徴収を促すような努力をしているところでございます。

市川委員 3カ月で給湯停止、本来ならそれから先の滞納はなくなるよね。ぴたっと。

瀧本企業局総務課長 まず給湯停止の予告通知というのを出しまして、それに応じて、分割で払うというようなこともございましたので、今回のケース、すぐに3カ月で停止ということにはならなくて分割で納入しているようなところもありましたのでそういう運用をさせていただきました。

市川委員 分割はわかる、わかるけれど、こういうふうになくなって最後払えない、債権者が死亡した。ちょっと甘いかもしれない。やっぱり滞納は3カ月なら3カ月で、ぴたっと決めて、今後こういう、さっき永井委員の話だと、まだ残り12名いるわけだから、今と同じやり方をしていけば、また残るよ。この辺はちょっとどうですか。

瀧本企業局総務課長 給湯使用料の徴収ということで、公平というのは一番大事なものと思っております。温泉給湯事業については地域で発生した温泉ということもありまして、地域に根差したということで当初あまり滞納というのがない状況でしたが、長い間やる中で、経済状況などが悪くなる中で、このようなことがあつて、委員の御指摘のとおり、確かに甘い面もあつたと思います。今言った給湯停止をいつからきちっとするか、マニュアルをきちんと整理する中で、今回、令和元年度に弁護士のほうに委託して回収ができるか探ってもらった結果、難しいということですので、徴収の公平性というのは一番大事なものですので、これを契機に我々、襟を正して今後取り組んでいきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 産業労働部関係

※第39号 山梨県計量法関係手数料等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

※承第2号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款、第2条繰越明許費の補正及び第3条債務負担行為の補正

質疑

(山梨県営業時間短縮要請協力金支給事業費について)

永井委員 休業協力金のことについて、最終的に何件くらい申請があったのか。56万円と40万円でしたっけ、その2つ。もし、その内訳みたいものがわかれば教えてください。

一瀬産業労働部次長 ただいま、まだ申請期間を9日ほど残しておりますけれども、きのうの段階で3,700件余の申請があったところでございます。最終的に、3月8日までには期間がありますので確定的なことは言えないですけれども、最近1週間ぐらいの申請件数は100件以内でございますので、これを見積もれば大体3月8日には4,500件から5,000件程度の申請があるのではないかと。もちろん駆け込み申請などあるかもしれませんが、そのくらいの申請件数を想定しております。

永井委員 まだ期間が残っているのでの的確な数字というかがわからないということですが、現在、既に協力金のほうを徐々に申請に応じて交付されていますよね。大体どれくらい協力金を交付したか、数はどれくらいでしょうか。

一瀬産業労働部次長 第一弾の支払いを2月26日に開始しまして、そのときの支払い件数が303件、金額が1億6,740万円でございます。

永井委員 今303件ですから、まだ相当な金額が、第二弾、第三弾と払われるわけですが、協力金が出たときの報道にもありましたが、申請をしたらなるべく早く交付をしてほしいという声がたくさんあったように承知しております。今303件ということは、申請が4,500件から5,000件くらいになる中で、第二弾、第三弾と、スケジュール的なものというのはどんな感じですか。

一瀬産業労働部次長 第一弾の後、3月以降でございますけれども、毎月15日と30日に振り込みを行います。集中的に処理をしまして一括で払うという形を取っております。

永井委員 最後に1点、緊急を要するというので、弾力的にというか機動的にというか、今回専決処分になっているわけですがけれども、やっぱりこれは当然9時までの営業時間でやってもらったところの協力金ということなので、おそらく誓約書みたいなものを書くときに、それ以外はだめだよってというような、それを超えたら返してもらうのか、もしくはそれは交付しないよということになるのか、誓約書の中にあると思いますが、一部の中には下手すると守らない、そういうところがあるかもしれない。これだけ膨大な数になると、チェックというのはなかなか難しいと思いますが、その辺の不正防止は、今、作業的にはどんな形でやられているのでしょうか。

一瀬産業労働部次長 申請書に写真をつけていただくことになっておりまして、基本的には営業時間短縮の表示が店と一緒にわかるような恰好でやっております。本当にそれが正確かということ、判断が分かれる部分もあるんですけれども、不正防止には写真などを添付する形で事務局にはチェックするようにお願いしております。

永井委員 ありがとうございます。なかなか件数も多いですし、1件1件全てという、もうこれは信用するしかないという部分は確かにあるかもしれませんが、事務局はちなみにどこかに委託をされているのでしょうか。

一瀬産業労働部次長 一般社団法人日本旅行業協会山梨県地区委員会に委託をしております。

早川委員 1点だけ同じ内容ですけど、他県はグリーンゾーン認証という制度がないので休業、時短営業を申請したところには給付をしている。ただ、本県の場合は、グリーンゾーン認証を取っていることを条件にしている。私は良いことだと思うのですが、例えば、グリーンゾーン認証を取っていない人たちが駆け込みで申請したり、他県はグリーンゾーン認証に関係なく給付金がもらえるのに、なぜ山梨県だけグリーンゾーン認証の縛りをつけたかという理由を。一方でそれを機にグリーンゾーン認証を申請するということにはなりましたが、無理やり頑張ったりして、グリーンゾーン認証縛りをつけたその心、趣旨についてお伺いしたいです。

一瀬産業労働部次長 知事の記者会見等のコメントになりますけれども、グリーンゾーン認証の業者というのは、地域社会を感染症から守っている、県民全体に貢献している、その感染症防止の地域防衛への御尽力に対する支援策として協力金の給付を行います、という発言もございました。また、取得してない事業者もいらっしゃいますので、必要な感染防止対策を講じて所要の手續をしていただくということでグリーンゾーン認証も取得できる。それで協力金の給付の道も用意しているということで、取得していない方にもそういう道も用意してあるということが趣旨でございます。そういったことがグリーンゾーン認証事業者や個別解除に限定した理由であると考えております。

小越委員 協力金の話ですが、国補と書いてあるのは、これ全額国の補助金で県費は1円も入っていないという理解でよろしいでしょうか。

一瀬産業労働部次長 そうでございます。

小越委員 ということであれば、県費ではかの業者にもしていただきたかったと思っています。それで、先ほど今申請が3,700件くらいで、見込みが4,000件から5,000件程度という話がありましたが、私は11月議会するときにもこのグリーンゾーン認証は何件くらいあるのかと聞いて、たしか飲食店1,400件から1,500件という話があつて、飲食店全体で4,000件~5,600件ある中で、少ないなという印象を受けたんですけど、今回4万円支給されるということで、グリーンゾーン認証の申請が駆け込みのようにいっぱいあつたと聞いていますが、この4万円出るっていうことになってからグリーンゾーン認証を申請した件数がどのくらいあるかわかりますか。

一瀬産業労働部次長 概ね1,980件くらいでございます。

小越委員 ということは、今3,700件申請していて1,980件なので、約半分が今回4万円支給されるということで、グリーンゾーン認証を取ったということだと思います。4万円、やっぱりお金が欲しいなという気持ちが最初にあつたと思います。飲食店以外のところも、オーケーだった気がするんですけど、その業種というか業態というか、その区別は何件くらいかわかりますか。

一瀬産業労働部次長 委員がおっしゃっているのは、おそらくバーやスナックなどの遊興施設だと思いますけれども、それは大体460件くらいです。ただし、それは個別解除済みのものが460件ほどでございました。あと、バーやスナックが遊興施設でなくて飲食店としてグリーンゾーン認証に手を挙げているというようなことも、何件かというのは、具体的に把握しておりませんが聞いております。

小越委員 飲食店が4,500件か4,800件くらいと答弁でありましたが、その4,800件のうち、この4万円の協力金を申請したところは大体4,500件から5,000件程度の見込みとのことですけど、全てカバーされるのでしょうか。計算上、ちょっとそこがわからないですけど、どんな見込みでしょうか。

一瀬産業労働部次長 カバーというのは、この専決の予算の範囲ということですか。これは専決の予算の範囲は3,500件ということを見積もっておりまして、先ほども永井委員の御質問に、現時点で3,700件とお答えしてしまして、もう既に超えている状況であります。これは全て十分に支払いができるように既定予算の中から流用するような恰好で対応していきたいと思っております。

小越委員 よくわからないのですが、この専決処分の20億円は3,500件くらいの予算で、4,000件から5,000件程度を見込んでいるとすると、残りの1,000件とか1,500件は、違う既定の予算で流用するという事は、どこかに予算があるのですか。補正予算とか新年度予算になるのですか。この繰越は、あくまで今のこの専決の分の繰越ですよ。今回の予算は5,000件分と思っていたのですが、残り1,500件分はどこかに予算があるのですか。

一瀬産業労働部次長 既定の予算で、ただいま3月ということで予算が余っているものもありますので、そういった既定予算から流用して支払いに充てていきたいと思っています。

小越委員 国補事業だから全額を国補で申請すればよいと思うのですが、では、残りは県費から出すということですか。

一瀬産業労働部次長 財源につきましては、かなり多目にとってございまして、国への申請についてはグリーンゾーン認証の申請をにらみまして5,000件というような財源の規模で国に申請を行っておりますので、財源は変わりませんが、歳出予算としては3,500件と見積もりました専決の予算が足りなくなるとお考えですので、そうした部分については流用で対応していきたいと思っています。

小越委員 専決処分3,500件分を全額国補でもらった。でも、5,000件分ぐらい申請がくる見込み。残りの1,500件分のお金は流用対応というのは、産業労働部の3月末までに余るお金があって、そこから充てて、その充てた分を、また国から補助金が来るということですか。ごめんなさい。どこからお金が出てくるかわからない。

一瀬産業労働部次長 財源になります国の交付金については、駆け込み等で協力金支払いの増加が見込まれたため、計画の修正をしておりますので、5,000件を超える申請数ということで計画を申請しています。一方、この専決については3,500件、20億4千万円で見積もっているため、3,500件を超える分については、既定の予算の残っている分で対応してまいりたいと思っています。

中澤産業労働部長 いろいろ御心配いただいてありがとうございます。

まず、出発点として20億円の専決をさせていただきました。今ちょうど3,700件くらいでありますので、大体それに近い数字に多分なっています。この後、あと1週間くらいありますから、もう少し伸びるかもしれません。ただ、実際審査してみてもグリーンゾーン認証が取れなければ、それは払わないこともあるわけです。ですから実際に超えるかどうかというのは、2,000件くらい駆け込みがありますから、全部審査をして、実際そこでどれくらい出るかわかりませんが、仮に、例えば何億円か出た場合については、今言いました流用、これは商工の関係で、いわゆる金融の、県の制度融資のところというのはかなり大きな予算を持っております。例えば経済変動対策融資、2,700億円の融資枠のために大きな予算を持っております。その部分では当然余裕を持っております。

すので、そういった制度融資から流用させていただき、当然、決算のときにしっかりとそこは御報告をさせていただく。一方、財源は国の交付金でございます。そのうち8割がこの飲食店の特別枠、残り2割は通常枠ということになります。それで、先ほど言いましたようにこれは途中でふえる可能性があるということで、国に対して修正をお願いし、それをお認めいただいておりますので、最終的には決算で全て国の交付金が充てられるということになりますので、よろしくお願いたします。

土橋委員 今の話でもらえないところもあるということだけど、国で出してくれるのに山梨にはグリーンゾーン認証があるから、ほかの県はみんなもらえるけど山梨はグリーンゾーン認証制度だからもらえないよということが考えられるということですか。

一瀬産業労働部次長 グリーンゾーンの取得を条件としておりますので、おっしゃるとおりグリーンゾーン認証を取得した方にお支払いするということになります。

土橋委員 営業の形態で、例えば4人掛けのテーブルの真ん中に七輪が置いてあって、ホルモンや焼肉を焼いて食べるという店には、どう考えても前にパネル等が置けない、横にも置けない。それで、その七輪の横に商品を置いてトングでもってみんなで食べるタイプ。その七輪の真上まで煙を取るダクトがある。上からもつるすことができない。こういう理由で、うちはグリーンゾーン認証が取れないと言っていた人がいたけれど、その人に見てみると、世間が全部21時までで終わりだよといっているのに、うちだけがやっているわけにいかない。うちはもらえないからやっているというのは、もっと格好悪い。だから、よそと同じように時短要請により20時半までで営業をやめて21時にはしっかり終わりますというポスターを、中にも外にも張って営業していて、かわいそうだよ。よその県では、みんなもらえるかもしれないのに、山梨にはグリーンゾーン認証がある。どうしても真ん中に七輪を置く。それで上からは、それこそ換気扇のいいやつよりも煙をそっくり吸っちゃうようなダクトがついているから、逆につるすこともできないということで、グリーンゾーン認証は取れなかった。時短営業は完璧にやりましたという話を聞いていますけれど、そういう場合も出ないわけですか。

一瀬産業労働部次長 グリーンゾーン認証を、この協力金の支払いの条件としましたので出ないかと思えますけれども、ただ、グリーンゾーン認証につきましては、例えばアクリルパネルを入れなくても、例えば距離を1メートル離す、席を減らすといったことで対応されているような飲食店もございますので、そこら辺は、多少座席数は減るようなこともあるかもしれませんが、そういったことで対応しているお店もあると聞いております。

土橋委員 今言ったように私が聞いたのは、真ん中に七輪みたいなのを置いて、肉を置きながらこの上で焼いて食べて、上からダクトが来ているようなお店。それを1メートル離すということは、まず七輪へかけて食べることも自体も無理だし、換気ということをいえば、うちぐらい換気扇がしっかりしているところはないという話をしながら、でもそういう条件があるからといって一応申し込みはしたと。それで写真を撮って送ったということ

で、もらったかどうかという話は全然聞いていないけれど。ただ、張り切ってやっていて、世間で閉まっている中やっているわけにいかないから閉めているのに、ほかの県では国の制度でもらえるのに、山梨にはそれがあつたためにもらえんじやかわいそうだつた。一応、手続きはしたと言つていましたので、後で聞いてみます。もらえるのかどうか。

中澤産業労働部長 今回のグリーンゾーン認証に限定した理由は、先ほど一瀬次長からも話をいたしました。当然、国等の交付金ですから、しっかりとこういうやり方がよろしいかという協議をした上でお認めをいただいております。グリーンゾーンは感染防御を上げていく、それぞれのいろんな飲食店の形態があつた中で、少しでもリスクを下げていくということで、実際の現場ではいろいろなやり取りをしています。こうやればできるのではないかというような形で、しっかりと現地調査をしてやっています。いろいろな個別のお店の事情あると思いますが、できるだけそこはうまくすり合わせてグリーンゾーン認証を取つていただきたいというのが我々の思つです。そのため今回の手続も、グリーンゾーン認証を取るまでに時間がかかることも想定しておりますので、6月30日までに取つてくださいということで、かなり時間的に余裕を見ております。それまでに取つていただければ協力金のほうの手続もできるということですので、できる限り県全体で感染防御が上がつていけるように取り組んでいきたいと考えております。

土橋委員 ほかの県がもらつているということであれば、苦勞しているところもありますから、対応してもらいたいと思つます。

討論 なし

採決 全員一致で原案どおり承認すべきものと決定した。

※第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 (信用補完対策費について)

小越委員 (産)の6ページの信用補完対策費ですけど、損失額の確定に伴う補正。これはコロナの話ではないと思つますけれど、いつごろの、金額や何件かについて、もう少し詳しくお願いします。

小林産業振興課長 お答えいたします。件数的には52件ということで見込んでおりまして、当初予算措置されている分もございまして、見込額とすれば52件が1,956万9,000円、当初予算措置で320万円措置していただいておりますので、残りの1,636万9,

000円を増額するものでございます。

対象につきましては、平成27年度に融資したものが2件、29年度に融資したものが1件、30年度に融資したものが4件、令和元年度が1件でございます。今年度はもちろんまだございません。

それ以外に全国信用保証協会連合会による損失補償の対象となるものがございまして、その分が42件と最多です。あと残りが平成19年度から23年度に保証承諾しました制度の対象となる保証に係る損失補償で2件、180万円ございまして、トータルで52件という形です。

小越委員 平成27年度、29年度ということで、今コロナで大変な融資をされているかと思いますが、コロナは3年か5年据え置きだったと思うのですが、これからはかすると、この制度を使わざるを得ない方がふえてくるかなと心配です。そうすると、今後の見込みですね。これが来年度か再来年度にふえていくような様子になるのでしょうか。

小林産業振興課長 委員御指摘のとおり、今年度コロナの融資は、かなりの件数、融資金額が出ているわけですが、据え置き期間最大5年という中で、実質目いっぱい据え置きしている業者も少ないという状況の中で、リーマンショック時もそうでしたので、今後、この損失補償の対象となる代位弁済がふえる見込みはある程度あると思います。今の時点でどのぐらいかというのは、なかなか難しいところがございますけれども、そうした場合に備えまして、先ほど債務負担のところの説明させていただきましたけれども、今回、国の政策的な保証に基づいて融資も保証協会も保証してございます。ただ、これにつきましては中小企業信用保険法ということで、政策金融公庫で80%、場合によっては90%戻ってきます。さらに、全国信用保証協会連合会からも100%のうち16%ぐらい補填がございまして、実質、県の信用保証協会の損失となる額が、県が補填する額ということになります。それは4%相当になる部分が大部分になってございまして、まだ今の時点ではなんともいえませんが、県の財政負担が急激にものすごくふえるという見込みは、今のところない状況でございます。

リーマンショック時に、国のほうで、そういうデフォルトがふえた状況を踏まえ、全国の保証協会に対しまして、無利子の緊急貸し付けというようなものも出しておりますので、そういう国の施策とも絡みますので、総合的に中小企業の資金繰りに影響が出ないような形で保証協会の経営安定に県としても努めてまいりたいと思っております。

(繰越明許費について)

小越委員 (産)の10ページの繰越明許費ですが、労使関係安定促進費の繰越明許176万円は、(産)の9ページの新型コロナウイルス対応休業支援金相談体制強化のほうを繰り越すのでしょうか。それともその上の休業助成金のほうを繰り越すのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 この176万8,000円は、(産)の9ページの新型コロナウイルス対応休業支援等相談体制強化事業費の関係でございます。

小越委員 雇用調整助成金や休業支援の相談体制で組まれた事業だと思いましたが、6月補正で1,875万円計上されて、その1,875万円からこの841万円を引くと1,034万円使っているということで、それで繰り越すというのがよくわからないのですが。

渡辺労政雇用課長 6月補正でこの相談体制強化事業費は1,875万5,000円予算を御承認いただきました。このうち令和2年度の執行見込みが857万2,000円、残りが1,018万3,000円となるわけですけれども、令和3年度におきましても相談事業を継続する計画を立てまして、その金額は176万8,000円でございます。残りの1,018万3,000円から176万8,000円を引いて、ことしの不用額841万5,000円といたしました。よろしくお願いたします。

小越委員 実績ですけれど、どのくらい相談件数があったのか。もっと相談される方がいるかと思いましたが、意外に予算が残ってしまったのは何か理由があるのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 相談件数につきましては、社会保険労務士等の派遣で28件でございました。そのほか、雇用調整助成金の相談会を開催しておりまして、それが26回開催でございます。当初の見込みより少なくなってしまった原因は何かというお尋ねだと思いますけれども、事業企画当初は、国の制度ができたばかりで雇用調整助成金の例にありますように、申請をしたくても制度が複雑でよくわからないという方が多数いらっしゃいまして、ボトルネックになっておりました。そこで相談会等を開催したわけでございますが、その後、国のほうでも相談窓口を開設したり、制度を簡略化したり、また、国のほうでもコールセンターを設置していることがありまして、そちらのほうに相談に行かれて、県のほうに寄せられる相談が少なくなったと承知しております。

小越委員 休業支援金のこと、今度対象が拡大されて、大企業のアルバイトの方々も対象になるということで、若い方はオンラインでもできると思うのですが、なかなか知られていなかったりするので、制度の周知をしていただきたいなと思います。さかのぼってできるようにもしていただきたいのですが、ぜひ、このお金を使って制度を周知徹底してもらいたいと思います。

もう一つ、(産)の10ページの人材シェアマッチング事業費のマイナス146万円について、たしか9月補正で993万円計上して、先日結果が出たとホームページに載っていましたが、令和2年11月24日から12月11日に東京商工リサーチ甲府支店に委託して、コロナにおける県内事業の人材過不足の状況、在籍出向を活用した雇用者ニーズという調査概要をされていますが、回答率が19.5%ということで、対象の1万4,000件に対して2,913件で少なかったなと思うのですが、今回この企業調査をやって、どんな結果がまとまったのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 この人材シェアマッチング事業に伴う企業への調査でございますけれども、県内に本社または事業所のある法人、1万4,932社に対して行いまして、回答数は2,913件、回答率は19.5%でございました。

まず、回答率についてですが、類似の調査を見ますと、民間でやった場合は10%になるかならないかぐらいで、役所とかでやると20%、30%ぐらいなのかなと感じておまして、それからすると20%が、それほど低過ぎる数字でないと理解をしております。

調査の結果の概要でございますけれども、回答数2,913件のうち、人員の過不足の状況でございますが、人員が余剰していると答えた企業が245件、8.4%、人員が不足していると答えた企業が844件、29%、人員の過不足なしと答えた企業が1,821件、62.6%でございます。それから人員の送り出しを希望する企業が36件、受け入れを希望する企業が353件ございました。

小越委員

コロナ禍で仕事がなくなって大変じゃないかということで、大変な事業所とそうでない事業所をマッチングさせるという事業だと思いましたが、意外という言い方はおかしいかもしれませんが、不足している、人が欲しいと。でも、飲食店とか宿泊業の中では、コロナで人が余剰している傾向もあるので、この調査をもって全て山梨県の雇用状況は良いということにはしないほうがよいと思います。分母も少ないし。特に飲食業、宿泊業のところは今コロナの状況でどちらかというと余剰している傾向もあるので、せっかくなつくたこの事業をしっかりとシェアマッチングするなど、ぜひ生かしていただきたいと思います。この調査結果だけ見て、まあまあ良くなっているとは見ないようにしていただきたいと思います。

渡辺労政雇用課長 雇用調整助成金で雇用の維持がされているという状況もございますので、その辺の状況も鑑みまして、今後、人材シェアマッチングにつきまして産業雇用安定センターと連携をしてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

討論

なし

採決

全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 観光文化部関係

※第41号議案 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(バイ・ふじのくに空港活用魅力発信事業費について)

早川委員 (観)の6ページ、バイ・ふじのくにの空港活用魅力発信事業について、お伺いしたいです。富士山の日の知事の挨拶にもありましたが、静岡富士山空港の中で静岡県と山梨県が協働で施設をつくるということで、なぜ静岡県のそこにつくるのか、負担割合、概要、内容について教えていただければと思います。

小泉観光振興課長 富士山静岡空港につくります協働施設でございますけれども、その名称を「ふじのくに空のしおりー3776ー」と申し上げまして、トラベル・アンド・ライブラリーというコンセプトで、本のページをめくるように、両県のさまざまないいものを探してもらい、特別な体験を提供する空間を考えております。

なぜ空港につくったかということでございますが、山梨県には空港がないということで、アクセスに制限がかかっておりましたけれども、昨年来、当県知事と静岡県の知事がお話しをする中で、空のアクセスとして富士山静岡空港を一緒に使ってはどうかという話になったところから、両県の担当課で話をしまして、このような協働施設という形で実を結んだところでございます。

負担割合でございますけれども、今回の補正予算に400万円計上させていただいておりますが、全体では約2,000万円かかることになっております。この2,000万円を山梨県と静岡県で人口割ということで分けたところ、山梨県が5分の1、静岡県が5分の4という割合になりました。

概要につきましては、先ほど委員からも少し御説明ございましたけれども、両県のいいものを出そうというところでございますが、食品や産業製品などの特産品や観光情報などの設置をするとともに、常時、多言語を操ることのできるコンシェルジェを置きまして、展示品につきましては、来場者にきちんと説明をさせていただくような積極的な情報発信につながる取り組みも行ってまいりたいと思っております。

早川委員

2,000万円かかるうちの400万円が本県で、1,600万円が静岡県っていうことで、ある意味、協働で本県も使わせていただくということですけど、静岡県にお客さんを引っ張られてしまうと意味がないので、何か山梨県らしさをPRするなど、優位性をPRするべきだと思います。先ほども話があった本県のグリーンゾーン認証について、静岡県もやるというてまだやっていないので、この施設で山梨県のグリーンゾーン認証制度が素晴らしいということをPRすべきだと思うし、また、できればこの富士山空港のこの施設自体もグリーンゾーン認証を取っていくことが必要だと思います。多分、他県でもできると思います。そうやって山梨県のことをPRしないと、静岡県に降りて静

岡県に取られてしまうと意味がないので、その辺いかがでしょうか。

小泉観光振興課長 委員おっしゃられるとおり、空港自体はどうしても静岡県の中ほどにございますので、山梨県としても積極的に差別化できるものを情報発信していかなければいけないと考えております。それぞれ両県にはいいものがございますけれども、静岡県になくて山梨県にあるものと申し上げますと、今委員がおっしゃられましたように、安全と安心をきちんと県として担保しておりますグリーンゾーン認証制度ということになると思いますので、施設の中におきましても、きちんとグリーンゾーンということで、安心して観光していただける地であるということを情報発信してまいりたいと思っております。

また、施設そのものをグリーンゾーン認証にという御提案もいただいたところでございますけれども、空港全体をグリーンゾーン認証というのはなかなか難しいかと思いますが、せつかく施設整備費としても出資しております、この施設につきましては、グリーンゾーン認証を取っていただける資格もあるのかなと思いますので、空港とも話を進めたいと考えております。

早川委員 東京のアンテナショップもグリーンゾーン認証を取っているはずで、できると思うので、施設に対する厳しさは、観光に真剣に取り組んでいる優しさだと思うので、その辺は非常にPRになるのでやっていただきたいと思っております。

それでもう一つ、本県が押していくべきだしやっていかなきゃいけないのは、やはりゴルフなどアウトドアのこと。後はキャンプとか。山梨は首都圏から近いから、そういったことを生かしてワーケーション、アウトドアの関係を全面的にこの空港でアピールをしていただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

小泉観光振興課長 確かに本県の魅力は外で遊べるなど野外活動が充実しているというところがございます。インバウンドゴルフツーリズム推進事業も宮崎に集まる大勢のお客様をこの静岡富士山空港のほうに御案内して、そこから静岡県、山梨県でゴルフを楽しんでいただくことを考えておまして、まさに、この空港が使われるということで楽しみにしていた事業でございますが、残念でございますが、コロナで減額補正させていただきます。そのゴルフに加えまして、9月議会で御議決いただいております野外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業も、最近セミナーを実施し、あしたからワークショップも開催するなど、事業を本格化してまいりますので、そうした事業から生まれます新しいアクティビティもきちんと商品化して、空港の施設内においても積極的なPRができるようにしてまいりたいと考えております。

早川委員 もう一つ、こういうPR施設とか物産館みたいなものって、視覚に訴えたりパンフレットが置いてあったり画面で見たりというイメージがあるんですけど、そこから一步踏み込んで、VRとまでは言わないですけど、体験したり五感に訴えたりするものが必要だと思います。ちょっと安易ですけど、愛媛の松山空港はポンジュースが蛇口から出るので、お茶とかワインとか五感に訴えるものを検討しているのか、いかがでしょうか。

小泉観光振興課長 物を置いてあるだけではあまりPRになりませんので、委員がおっしゃられるようになるべく五感、視覚や味覚等に訴えられるようなものというふうに考えております。デジタルサイネージとか、画像みたいなものを取り入れてまいりたいと思っておりますけれども、本県のワインになりますと、蛇口から出てくるというわけにもいかないので、試飲をするスペースは確保させていただこうと思っております。そういったところで実際に味わっていただきまして、本県の県産種、ワインや日本酒等が置かれるのであれば、そういうところから本県への誘客が図られると思っております。

早川委員 最後に、やはり誘客を図るということで、この空港窓口にもっと具体的に、例えば富士山とか昇仙峡とかだけじゃなくて、静岡空港から南部を經由してワイン、フルーツツーリズム、富士北麓の世界遺産の構成資産めぐりといった具体的なルートの提示も映像で提示するとかやっていたかかないと静岡県にも取られちゃうし、ほかのところにも流れると思うので、その辺、安い経費でぜひやっていただければ有効だと思いますが、いかがでしょうか。

小泉観光振興課長 委員御指摘のとおり、ただ最近では、物を展示したり、情報を流してそれで誘客が図れるというほど簡単ではございませんので、きちんと空港とも一緒になりまして、こう回ってはいかがでしょうかというような具体的なルートをつくった上で、実際それも販売できればなおよろしいですけれども、それをきちんと示した上で、来ていただく施設利用者に、こうすれば山梨県に行けるよという具体的提示をしていければと考えております。

望月(勝)委員 今、富士山空港に関連して、私も一応、県境の議員としてもあそこの状況は非常にわかるわけですが、まず、あそこは交通の利便性、空港から鉄道に乗るにしても、今度、中部横断自動車道が行きますけれど、第二東名に接続するアクセスが非常に悪いですよ。せっかく東南アジアとこっちから誘客しても山梨県へ来る、また途中の観光ツーリズムを通じながら入ってくるという状況を見て、あそこに何か直通で山梨県からバスか何か空港へ行って、そこから甲府のほうへ行くとか、富士五湖のほうへ行くとかそうした状況を考えないと。ただあそこで山梨県の宣伝ばかりしても、山梨県へ来る足が非常に遠くなると思いますよね。今、よく新宿から京王バスが甲府や身延まで来ていますけれど、そうした利便性、やはり足の運びを考えてやらないと。こうした協働施設もつくるわけですから、そこを何とか有効活用できるような、バス会社と協働提供しながら中部横断道を通るでもいいし、東名から52号を通ってきてもいいし、観光ツーリズムを通ってもいいですけど、やはり、そうした目で考えて、総合的な誘客、山梨県の観光的なものを売り出すことを考えていただきたいと思います。その辺どうでしょうか。

小泉観光振興課長 委員がおっしゃられるとおりだと思っております。実際、私も二度、三度、空港へ伺わせていただきましたけれども、やはり今のところまだ中部横断自動車道も開通しておりませんし、遠いなという感触も持ちました。実際、飛行機で降りられる方が、さて山梨県に行こうとなったら、具体的にどうするのかということをご示した上で誘

客が図れますように、空港からのアクセスについて、どんなものが一番観光者目線に立って有効なものかということ県内のバス事業者などと検討しながら、実際にお客さんが山梨に来てもらえることを考えてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 大変ありがたい答弁ですけど、現在、山梨交通、静岡交通が甲府から静岡への急行バスを走らせているわけですね。このバスをうまく利用して、甲府から静岡空港までの交通の利便性を取りつけてもらいたいと思います、その辺よろしく願いいたします。

（無尽でお助け「めざせ！みんなで100億円」キャンペーン事業費について）

小越委員 （観）の5ページの無尽でお助けですが、年度途中でも、これが残るのではないかと委員会で多くの委員から話がありましたが、予算額5億円に対して4億2,000万円減額ということで、来年度も5,200万円繰り越すということで、今年度、大体この程度しか使えませんでした、来年度に繰り越すということになりますと、それなりに需要といがあるという見込みでしょうか。

小泉観光振興課長 当委員会でもさまざま使い勝手が悪いというような御指摘もいただく中でPRに努めてまいりました。その結果、4億2,700万円ほど減額補正という形になりまして残念でございますけれども、きょうの朝では3億2,000万円ほどの実績がありまして、件数としては7,000件ほどということで、ある程度の支持をいただいたのではないかと考えております。今後、引き続き、また来年の2月まで開催をさせていただければと考えておりますけれども、一生懸命PRをするというところでは、ウエディングの飲食のところ、披露宴の食事みたいなものにも使えますよということを積極的にPRさせていただいております、PRの結果、そこからの需要が結構伸びております。そういったところを取り込む中で、この無尽でお助け「めざせ！みんなで100億円」キャンペーンにつきまして、さらなる活用を促してまいりたいと思っております。

小越委員 今、Go To Eatがあると思いますが、Go To Eatと、この無尽のお助けは、一緒に使っていくのか、別々なのか。Go To Eatのほうが利用市民が多いような気がしますが、どうでしょうか。

小泉観光振興課長 Go To Eatのほうが使い方が簡単ということもございます。Go To Eatのほうも延長になっておりますが、併用は初めからできますので、こちらのほうでもできるというようなことをPRさせていただいているところでございます。今後も一緒に使っていただければと考えております。

小越委員 今回、飲食店の皆さんがコロナで大変だということで、この無尽のお助けが始まったと思います。当初は無尽でお助けで、少しでも飲食店をとりましたが、コロナが拡大する中で、そもそも無尽そのものが中止、無尽がもうやめになるという中で、グリーンゾーン認証で4万円出たとしても飲食店の皆様は4万円じゃとても足りないし、納入業者の皆様も大変という中で、先ほど流用がいろいろできるようなことを聞きました。こ

のお助けの5億円を使って、例えば観光業とか飲食店とかをもっと応援できるようなことをぜひやっていただきたいと思います。せっかく5億円計上したのに、こんなに残るのであれば、このお金を使って飲食店を応援するというを少し考えていただきたいんですけど、いかがですか。

小泉観光振興課長 100億円に対して5%で5億円ということで一生懸命頑張ってまいりましたが、飲食店の支援では、国の大きな施策でGo To Eatがございましたので、本県独自のものとして、独自の形でやってきたところでございます。

この事業の原資は、新型コロナウイルス感染症の対策に使うということで臨時交付金を使わせていただいておりますので、今回の減額する4億円は、一旦戻されることになりますけれども、コロナ対策ということで全庁的な中で適時適切に予算計上されていくものと考えております。

小越委員 この科目の中でほかに流用していたことがわかりましたので、ぜひこの無尽でお助けの5億円を、この中で流用して飲食店の皆さんに使っていただけるようにしていただきたいと思います。

それから次ですけど、(観)の11ページ、県民文化ホールの運営管理費。ほかのいろんな施設でもありますが、ウイズコロナ時代に対応した施設の運営のための見直して具体的にどんなことをするのか教えてください。

河野文化振興・文化財課長 県民文化ホールの新しい生活様式に対応するためのサービスといたしましては、大ホール、小ホールを利用する際に、その都度、清掃をさせていただきます。座席ごとに清掃するための清掃委託費の増加や、新しいウェブサービスという形で映像配信などを行い、家に居ながらにして講演などを視聴することができるようなサービスを提供いたします。そういったサービスに係る費用等の増、年度当初の事業計画では想定していなかった感染症対策に対応するための経費の増加として計上してございます。

小越委員 では、(観)の9ページの富士山世界遺産センターのところの、コロナに対応した施設の運営を行うためという、これは具体的に何ですか。

信田世界遺産富士山課長 世界遺産センターにつきましては、新たな経費といたしまして、例えば、消毒薬を購入するとか、あと、換気を強化するために電気代がかさむとかそういった経費がウイズコロナ時代の対応の中身になっております。

小越委員 それであると、それは今年度執行だと思いますが、債務負担行為(観)の15ページの県民文化ホール、また、世界遺産センターもそうですが、債務負担行為で変更協定を締結するというのは、今お話があった消毒とか清掃とかというのを本年度にやって、それを来年度もするということがよろしいでしょうか。

河野文化振興・文化財課長 県民文化ホールに関しましては、そのとおりでございます。

信田世界遺産富士山課長 世界遺産センターにつきましても、やはり今後の負担がふえるということを鑑みて変更契約をするものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

農政産業観光委員長 渡辺 淳也